

電波有効利用政策研究会最終報告書（案）に対する意見

平成16年8月24日

横浜市

標記報告書案に対する意見を提出させていただきます。なお、本意見について、貴省に寄せられた他の意見とともに公表等されるにあたっては、匿名でのお取扱いを希望します。

報告書概要案の冒頭にもあるとおり、「電波は有限希少な国民共有の資源である。無線局免許人はその電波資源を利用できるという特別な地位にあることを十分に認識することが必要で、電波の有効利用の推進に関する政府の施策への積極的な協力を行うことが重要な責務」との考えには、大いに賛成します。

ただし、だからと言って、電波資源の使用料を国民のためなら何に使っても良いというわけではないのでしょうか。道路の占用料や空港の使用料でも、その使途は、明確か潜在的かの違いはあっても、それぞれの負担者にとって、受益がある事務に限られているはずです。

国民共有の資源の使用料を国民全体に還元するという無限定な発想は、欧米のオーケションの発想に連なるものであり、下手をすれば「取れるだけ取る」ということになってしまうのではないかでしょうか。このような発想には私は反対です。やはり、一定の限界は設けて然るべきです。

まず、今回の電波の使用料の使い途も、明確か潜在的なのかは程度の問題にしても、使用料財源を使うことで、その負担者である電波利用者に何らかのメリットがあることを、きちんと説明すべきだと思います。おそらく研究会でも、明示的に議論したか暗黙の前提としていたかは別として、やはり負担者にメリットがあることを前提として議論した末、それを抽象的に「電波利用社会の発展のための施策」と表現されたということではないでしょうか。少なくとも、電波を使っている人達は、多かれ少なかれ、電波を最大限利用するこれから社会の発展を願っているはずですし、その発展により利便性の向上や収益の拡大と言うメリットを受けるのでしょう。また、ディバイドの解消も電波利用地域の拡大というメリットがあるでしょう。こうした漠然とした関係をきちんと論理的に説明すべきだと思います。

長々と書きましたが、要約すると、報告書案で提言されている新たな使途について「使途と負担者の受益の関係」を国民にわかりやすく論理的に分析・説明すべきであり、そのことをしっかりと報告書に記載すべきということです。